

明治時代の勲章外交儀礼

刑部 芳則

はじめに

皇室は各国との関係を親密にする役割を担っており、その役割は「皇室外交」とも呼ばれている。開国後に来日した外国人を接待するため、日本の宮中儀礼には洋式が取り入れられた。明治六年（一八七三）十一月三日の天長節では、文官大礼服の着用が義務づけられ、御正服姿の明治天皇と五衣・唐衣・裳姿の美子皇后（昭憲皇太后）の御真影が勅任官たちに下賜された²。さらに同日に延遼館で開催された祝賀会では西洋料理が出された³。ところが、勲章制度は明治六年三月から調査が進められていたものの制定には至らなかった。

日本と各国の間でおこなわれる贈答儀礼のなかで勲章はもつとも重要なものである。勲章制度のなかった日本がそれを必要としたのは、外国との贈答儀礼で欠かせないもの

であったことによる。したがって、勲章贈答の研究は、「皇室外交」を担う皇室はもとより、勲章制度を理解する上で避けられない検討課題といえる。

明治天皇の外交儀礼に関する研究はあるものの、勲章については授受の模様を断片的に紹介する程度にとどまっている⁴。勲章制度については、拙稿で栄典制度や授与式などの実態を明らかにしたが、その検討対象は国内の華族や官僚であった⁵。外国人への叙勲について本格的に研究したものは存在しない。その理由としては、外国人に贈られた勲章に関する公文書は膨大にあるものの、それに反して贈答儀礼の全体像を把握することの難しさが関係していると思われる。

外国との勲章贈答については、外務省外交史料館と国立公文書館の史料が有力な手がかりであった。だが、外国に贈る勲章は外務省と大蔵省賞勲局に加えて宮内省が介在す

るため、両史料には含まれていないものもあった。近年公開された宮内庁宮内公文書館の「外賓接待録」や「外交贈答録」が加わること、外国との勲章贈答の全体像を浮かび上がらせることが可能になった。

そこで本論では、右の三館の史料を駆使して明治時代の勲章贈答について検討する。本論で対象とする外国人の叙勲は、来日した御雇外国人ではなく、外国の国家元首および皇族たちである。まず勲章創設時に外国との贈答儀礼がいかにして形づくられたかを検討し、次に明治十年代にそれが本格化する過程を描く。さらに明治二十一年の勲章増設後の贈答儀礼について検討し、海外渡航した皇族を介した叙勲の実態に迫る。最後に日露戦争後の勲章贈答を明らかにする。

一 勲章外交儀礼の創始

明治六年（一八七三）一月にドイツ公使のフォン・ブラントは現地に留学していた青木周蔵に対し、明治天皇と「二、三の功臣」に勲章を贈進する予定であることを伝えた。ところが、ドイツは日本を「亜西亜従洲の一部」と見なし、二等勲章を贈ろうとした。一月十七日付で岩倉使節団が太政官正院と外務省に宛てた文書では、「歐洲各国君主と差等有之不都合」と報知している。各国の国家元首が

一等なものに対し、日本の天皇が二等では外交上で不利な立場となる。そこでドイツからの勲章を受け取ることは棚上げにされた。

明治天皇が外国勲章を受けたのは、明治七年十月三十日にドイツ連邦のザクセン・コーブルク・ゴータから贈られたエルネスト勲章が最初である（表1参照）。これは最高勲章だから受けたのだが、これに対して日本は勲章制度がなく、すぐには返礼でできなかった。

日本の勲章制度の濫觴は、明治八年四月に創設された旭日章である。同年十一月に宮内省御雇のドイツ人ミュレルとホフマン、アメリカのカッセルに勲四等旭日小綬章（以下は旭四と略称）、ワツソンに勲五等双光旭日章（以下は旭五と略称）を授与することが決まった。ただし「品物ハ製造之上可相渡」とあり、勲章は間に合わず追って渡されることとなっている。ミュレルは陸海軍中佐、ホフマンは陸海軍大尉にそれぞれ相当すると判断し、「仏国勲社ノ規則ニ於テハ中佐ハ其功勞ニヨリ第三等或ハ第四等ノ賞牌ヲ与ヘ、大尉ハ三等以上ノ牌ヲ与フルコトナシ」というフランスの勲章制度に倣って授与した。叙勲は当初から適当におこなったものではなかった。陸海軍中佐クラスには旭三か旭四、陸海軍大尉クラス以下には旭四以下を贈ることを基準としている。

表1 明治天皇と美子皇后（昭憲皇太后）に贈られた外国勲章

受領年月日	勲章等級	国名	返還
明治天皇			
明治 7年 10月 31日	エルネスト大綬章	ザクセン・コーブルク・ゴータ	○
明治 12年 5月 29日	黒鷲大綬章	ドイツ	○
明治 12年 9月 5日	セントアンドレー勲章	ロシア	×
明治 12年 11月 29日	アンノンシヤード勲章	イタリア	○
明治 13年 11月 20日	レオポルド大綬章	ベルギー	○
明治 14年 5月 16日	サンテチエヌ大綬章	オーストリア・ハンガリー	×
明治 14年 7月 26日	リヨン・ネーデルランド大綬章	オランダ	○
明治 15年 4月 20日	セラフィン勲章	スウェーデン・ノルウェー	○
明治 15年 12月 27日	白鷹大綬章	ザクセン・ヴァイマル・アイゼナハ	○
明治 16年 3月 20日	レジョンドヌール大綬章	フランス	×
明治 17年 3月 4日	トワゾンドール勲章	スペイン	○
明治 18年 2月 2日	クウロンヌド・ワンダリー勲章 連鎖付属綬共	メクレンブルク	○
明治 18年 2月 18日	ダニユロ・ブルミエー勲章	モンテネグロ	×
明治 20年 9月 29日	白象勲章	デンマーク	○
明治 23年 6月 13日	ユシヤンイ・イムチャツ勲章	トルコ	×
明治 24年 5月 13日	ソーウェル大綬章	ギリシャ	○
明治 28年 6月 10日	黒鷲頸飾章	ドイツ	○
明治 28年 6月 10日	ケーニヒリヘン・ハウスリツテル マルデン・フォン・ハインリ ゲン・フベルッス勲章星章	バイエルン	○
明治 29年 12月 23日	ロルドル・ド・ラ・クーロンヌ・ ド・ウエルタンパール大綬章	ウルテンブルヒ	○
明治 31年 12月 20日	頭等第一雙龍宝星	清国	×
明治 33年 9月 5日	金尺大綬章	韓国	×
明治 37年 4月 16日	トレス・ラルデンス・ミリタ レス・デ・ノッソ・セニオル・ゼ ズユス・クリスト、サン、ベン ト、タビー及サン、テヤゴ（3種）	ポルトガル	×
明治 39年 2月 20日	ガーター勲章	イギリス	○
明治 40年 6月 18日	ハインリヒ・デス・レーヴエン ス大十字章	ブラウンシュヴァイク	○
美子皇后（昭憲皇太后）			
明治 20年 12月 13日	セントカテリヌ勲章	ロシア	—
明治 22年 11月 29日	マリールイズ勲章	スペイン	—
明治 32年 10月 28日	マハ・チャクリ最高勲章	シヤム	—
明治 36年 5月 19日	ルイーゼ勲章	ドイツ	—
明治 37年 2月 29日	金剛石付テレジエン勲章	バイエルン	—
明治 41年 7月 27日	瑞鳳大綬章	韓国	—

「各国皇帝及其ノ他ヨリ明治天皇へ御贈進ノ勲章並頸飾章ノ内規定ニ依リ返戻ヲ要スル分其ノ向へ返送取計方外務大臣へ依頼ノ件」（『外交贈答録』明治45年～大正元年、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵）、「外国勲章返納雑件・明治天皇御受有ノ外国勲章返納ノ件」（外務省外交史料館所蔵）から作成。

この基準をめぐって問題となったのが、明治八年十月にマリア・ルス号事件の仲裁と、千島樺太交換条約に関与したロシア人への勲章を贈るかであった。その案文からは、勲章創設期に外国人の叙勲をいかに考えていたかが見て取れる。

同国官吏へ御贈与相成候上者同国帝王へハ無論御贈与相成候儀ト存候、抑外国人ニ賞牌ヲ贈与スルハ其者ノ位級官等ニ從ヒ其等ニ相当スル所ノ賞牌ヲ贈与ス、且一等牌ヲ贈与スルハ必ニ二等牌ヲ添ユルナリ、是歐国賞牌勲社ノ通例ニシテ、外国ニ対シテハ其者ノ功勞ノ大小ハ姑ク置キ、先ツ其身分ニヨリ賞牌ノ等級ヲ定ムルハ實際上ニ於テ礼遇ヲ重スル所ノ原則トス、仏国廉恥勲社ノ規則ニ於テハ中将以上ニハ必ス二等賞牌以上ヲ与フルコトトス。

ロシアの官吏を叙勲するからには、ロシア皇帝への勲章奉呈が避けられない。外国人に授与する勲章は、その者の階級や官等を基準とし、勲二等を贈る際には勲二等を添える。外国人の場合は功勞によらず、その者の身分によって決めることが礼儀であり、フランスの勲章制度によれば中将以上には勲二等以上の勲章を贈ることになっているという。

このような考え方にもとづき、明治八年十月段階では口

シア皇帝アレキサンドル・ニコラエウイチ二世と太政大臣兼外務卿のクニヤス・アレキサンドル・ゴルチャコフを「一等及二等牌」とし、旧外務大輔のアレキサンドル・ジョミニーに「二等賞牌」、外務三等官のアレキサンドル・エンゲルハルトに「三等賞牌」としていた。だが、明治十年一月二十三日の叙勲ではゴルチャコフ、ジョミニー、エンゲルハルト、旧亜細亞寮頭のペートル・スツレモフ、前清国駐劄ロシア公使陸軍中将のアレキサンドル・ウラガンリーに勲一等旭日大綬章（以下、旭一と略称）が授与された。

明治九年十二月段階の叙勲案から皇帝の名前が削除されているのは、臣下と同等の勲章を贈るのは不都合と判断したからだろう。実際、明治九年には旭日章の上に大勲位菊花大綬章および大勲位菊花章（以下では両者合わせて菊花章と略称）が増設され、翌十年四月二十七日にロシア皇帝には両勲章が贈られることが決まった。皇帝旅行中により、ロシア駐劄の特命全權公使榎本武揚による奉呈は明治十一年一月十九日に遅れた^⑩。これが日本側から外国皇帝に勲章が贈られた最初であった（表2参照）。

ロシアのときには外務卿・外務大輔・外務三等官に差がなく旭一が贈られたが、スペインとポルトガルの事例からは大臣などの長官クラスに旭一、大輔などの次官クラスに旭二、領事クラスに旭三を贈っているのがわかる。これは

表2 勲章制定後に外国国家元首と皇族に贈られた菊花章一覧

叙勲年月日	氏名	国名	
明治10年 4月27日	アレキサンドル・ニコラエウイチ二世	ロシア	皇帝
明治12年 4月 8日	ウィルヘルム一世	ドイツ・プロシア	皇帝
明治12年 6月10日	ハインリヒ	プロシア	親王
明治12年 9月11日	ドン・アルフォンソ十二世	スペイン	皇帝
明治12年12月 8日	フランス・トラマス・ド・サウリア・デュック・ド・ゼエン	イタリア	殿下
明治13年 5月 7日	レオポルト二世	ベルギー	皇帝
明治13年 5月 7日	フランツ・ジョウゼフ一世	オーストリア・ハンガリー	皇帝
明治13年 5月 7日	ウンベルト一世	イタリア	国王
明治13年 5月 7日	ウィルヘルム三世	オランダ	皇帝
明治13年 5月20日	アレキサンドル・アレキサンドロウィッチ	ロシア	皇太子(皇帝)
明治13年 5月20日	フリードリッヒ・ウィルヘルム・ニコラウス・カール	ドイツ・プロシア	皇太子
明治14年 2月14日	アルシデュック・ロドルフ・フランソア・シャルル・ジョゼフ	オーストリア・ハンガリー	皇太子
明治14年 3月14日	カラカウワ一世	ハワイ	皇帝
明治14年 7月27日	オスカル二世	スウェーデン・ノルウェー	皇帝
明治14年 7月29日	オスカル・ギュスターブ・アドルフ	スウェーデン・ノルウェー	皇太子
明治15年 3月 9日	シャルル・アレキサンドル・オーキュスト・ジャン	ザクセン・ヴァイマル・アイゼナハ	大公
明治15年 6月17日	ニコライ・アレキサンドロウィッチ	ロシア	皇太子
明治15年 6月17日	グラン・ジュック・アレキシー・アレキサンドロウィチ	ロシア	殿下
明治15年 6月17日	プリンス・オト・フォン・ビスマルク	ドイツ宰相兼プロシア内閣議官	
明治15年 9月11日	フランス・アメデー・フェルデーナン・マリー・デューク・ダ・オスト	イタリア	殿下
明治15年 9月22日	ジュール・グレビー	フランス	大統領
明治15年11月27日	アルベル・フレデリック・アウグスト・アントワン・フェルディナン・ジョゼフ・シャル・マリイ・パティスト・ネボミユセーン・ギイヨーム・ザウイエー・ジョールジ・フィデル	ザクセン	国王
明治16年 4月20日	エルネスト二世	ザクセン・コプールク・ゴータ	国公
明治16年 4月20日	ルイ・フィリップ・マリイ・フェルディナン・ピエール・ダルカンタラ・アントワヌ・ミセル・ラファエル・ガブリエル・ゴンザグ・ザウイエー・フランサア・ダンス・ゼアン・ジユル・アウグスト・ウォルフアンド・ブラガンス・ブルボン	ポルトガル	皇帝
明治17年 1月11日	ペトロウィッチ・ニエゴチ・ニコラス一世	モンテネグロ	国公

明治17年 9月 3日	オスカル	スウェーデン・ノルウェー	殿下
明治18年 6月 5日	フレデリック・フランソワ三世	メクレンブルク	大公
明治19年 9月20日	プリンス・オブ・ウェールズ	イギリス	皇太子
明治19年 9月24日	クレチアン九世	デンマーク	皇帝
明治19年 9月24日	フリドリヒ・ウイヘルム・ウイクトル・アルベルト	ドイツ	皇孫
明治19年 9月24日	ウイクトル・エマニエル・ブランス・ドナーブル	イタリア	皇太子
明治20年 3月28日	フレデリッキ・レオポルド	プロシア	親王
明治20年 7月 7日	グランデューク・アレキサンドル・ミハエロウィッチ	ロシア	殿下
明治20年10月 6日	ソムデッチ・フラー・パラミンドル・マハ・チュラロンコン・フラー・チュラ・チョム・クララ	シヤム	国王
明治21年 5月18日	クレチヤン・フレデリック・ギーヨーム・シャル	デンマーク	皇太子
明治21年 6月26日	アブジュル・ハミッドカン	トルコ	皇帝
明治21年 7月11日	レオポルド・フェルディナンド	オーストリア・ハンガリー	皇族

『外国入叙勲録』(1885年、賞勲局)、『外国入叙勲録』(1892年、賞勲局)、『外国元首及皇族ニ勲章寄贈雑件』(外務省外交史料館所蔵)、『頸飾菊花桐花宝冠番号録』1(内閣府賞勲局所蔵)から作成。

外国の高官だからといって簡単に旭一を出すべきではないとの方針を取ったからだと思われる。

ドイツからの勲章贈進を棚上げにしていたため、明治十一年八月一日付で特命全権公使の青木周蔵が外務卿寺島宗則に宛てた書翰では、菊花章をドイツの皇帝と皇太子に贈ればその返礼として最高勲章である黒鷲勲章を贈進するのではないかと述べている。この提案もあり明治十二年四月八日にはドイツ皇帝ウイヘルム一世の金婚式を祝して菊花章を贈ることが決定した¹²⁾。

これに應えるようにドイツ皇孫ハインリッヒが来日した。明治十二年五月二十九日にハインリッヒが参内し、「祖父皇帝及び父太子の特に我が国と交誼を望ませらるゝ旨、並びに祖父皇帝其の誠意を表せんがため」、黒鷲大綬章および黒鷲章を奉呈した。賞勲局副総裁の大給恒の進言を受けて、天皇は日本の勲章をはずし、黒鷲章を左胸につけ、大綬章を左肩から右腋にかけた¹³⁾。

各国の元首に最高勲章を贈れば、それと同等の勲章を返してくるといふ贈答の要点を早くから理解していたのである。明治十二年六月十日には黒鷲勲章を奉呈したハインリッヒにも菊花章の親授式をおこなった。それに続いてドイツ海軍大佐マクレンと弁理公使アイゼンデケルに旭二、海軍少佐カイスタなど三人に旭三、侍医ドクトルブラウン

に旭四の奉授式が実施された。^⑮この後には勲章を奉呈した外国皇族だけでなく、随行者にも勲章が授与されているが、その基本的な方針がドイツのハインリッヒの来日時にできたことがわかる。

そのことは明治十二年十一月二十九日にイタリア皇帝からの最高勲章アンノンシャードを奉呈するため、同国皇族のジュツクトシエーヌが参内したときの模様からもうかがえる。勲章を受けた天皇の謝辞は、「独逸ノ例」に倣って「余ハ陛下ノ「コリーエール・アンノンシャード」^{ノ勲章ヲ}受領セラレタルコトヲ幸福ニ存シ、又義兄ノ好キ音信ヲ得之ヲ多謝ス」という文言が作成されている。^⑯つまりハインリッヒのときに決められた方針が、明治十年代に来日する皇族への先例になったのである。

アンノンシャードの奉呈方法は先例のない変わったものであった。ジュツクトシエーヌに随伴した書記官は、日本とイタリアの紋章が縫われたビロードの敷物の上に載せたアンノンシャードの入った箱を携えた。書記官から勲章を受け取ったジュツクトシエーヌは、勲章を天皇の胸につけ、大勲章を首にかけた。その後、天皇とは兄弟同然の間柄になったことを述べ、天皇を抱擁している。^⑰このような独特な奉呈方式も早々と経験したのである。

二 本格化する勲章の贈答

外国と勲章を贈答するようになったため、明治十三年三月には勲章佩用法があらためられた。天皇は陸軍正服を着るときに菊花章・無綬章と各国無綬章を併用するが、その場合に日本の無綬章は各国無綬章の上部につけることとした。また勲章を捧呈する国の皇族と会見し、同国の高官を引見するときは、その国の大綬章・無綬章と菊花無綬章を正服につけ、略服の場合は大綬章を除き他国の無綬章を併用することであると定めた。なお、勲章捧呈国と捧呈しない国の皇族や高官とに「官位等差」がない場合は菊花章・無綬章と各国無綬章を併用し、勲章捧呈国のほうが「官位高き」ときは捧呈国の大綬章・無綬章と各国無綬章をつけることとした。そして勲八等旭日章は、どの場合でもつけられるとしていた。^⑱

欧州諸国に比べて勲章創設が遅れた日本であったが、明治十三年五月七日にベルギー皇帝レオポルト二世、オーストリアの皇帝フランツ・ジョウゼフ一世、イタリア皇帝ウンベルト一世、オランダ皇帝ウイレルム三世に、それぞれ菊花章が贈られている。このときオーストリア・イタリア・オランダの皇帝に勲章とともに贈られた親書からは、勲章を贈進する意味が読み取れる。

朕幸ニ貴我兩國間ニ存スル交際ノ斯ク日ヲ遂テ益親睦ナルヲ喜ヒ、且陛下ニ対シ特別ノ友情ヲ表セン為メ大勲位菊花大綬章ノ班列ニ陛下ヲ加入セリ、因テ右勲章ヲ茲ニ添ヘ贈呈ス、冀クハ朕カ陛下ヲ敬意スル所ノ友情ノ徴トシテ陛下之ヲ佩用アランコトヲ且陛下ノ健康ヲ祝ス。¹⁸⁾

天皇は日本と相手国との交際が親密になってきたことを喜び、友情の証として菊花章を贈り、相手国の皇帝に佩用することを希望している。勲章を贈ることは相手に対する「敬意スル所ノ友情ノ徴」であった。また兄弟同然の間柄になることはジユククトシエーヌに贈った親書で確認した。ジユククトシエーヌの勲章奉呈で天皇は抱擁されたが、明治十三年七月にアメリカの前大統領グラントとの謁見では握手を交わし、明治十四年三月に来日したハワイ国王のカラカウアとは肩を並べて歩くなど、¹⁹⁾ 外交儀礼を通して天皇の所作は変化している。²⁰⁾

カラカウアは、これまでの外国皇帝とは少し事情が異なっていた。明治十四年三月十三日付で賞勲局副総裁の大給恒は外務卿の井上馨に宛てて、賞勲局で調査したところ、カラカウアに外国四か国から贈られた勲章は「最上位」ではなく「第二位」であるため、日本から贈るのも旭一が妥当だという。そしてロシアやドイツの皇帝に菊花章を贈つ

ており、今後イギリスや他国にも同様の措置を取ることを考慮すると、カラカウアに菊花章を贈るのは「欧州各国ノ氣配ヲ失シ候様ニテハ不都合ノ次第」だと心配する。²¹⁾

これに対して翌十四日付で井上は大給にロシア皇太孫やイタリア皇族にも菊花章を贈っているから、皇帝であるカラカウアに他国の君主同様に菊花章を贈るのは当然だとの回答が寄せられた。²²⁾ その結果、同日に赤坂仮皇居において当初の予定どおりカラカウアへは菊花章が贈られている。随行の宮内卿ジャドと国事宰相格移民事務官アームストロングには別室で旭二が渡された。翌十五日にはカラカウアから天皇にカメハメハ大綬章が捧呈された。²³⁾

ただし、ハワイの勲章はフランスに注文しており、後日パリから東京に送られた。旭二を拝受したアームストロングは「晴れて日本の特権階級の仲間入りができたわけだ。これで毎年天皇に会うこともできる。天皇主催のレセプションにも出られるし、万一日本で死んだら、盛大な葬式をしてもらって、軍隊に最敬礼で見送ってもらえる」と、受賞者としての特権を喜んでいる。²⁴⁾ こうした思いは各国の皇帝も同じであり、御礼を伝える親書の文面が社交辞令ではなかったことがうかがえる。

外国の皇帝や皇族に菊花章が贈られる場合は、来日を除くと建国記念や結婚など特別なときであった。明治十二年

九月にスペイン皇帝ドン・アルフォンソ十二世が再婚するとの知らせを受けると、十一月二十六日にフランス駐劄公使の鮫島尚信によつて「慶賀の書」とともに菊花章が捧呈された。²⁸⁾ベルギー皇帝レオポルト二世には独立五十周年祝典に際し、オーストリア皇太子フランツ・ジョウゼフ一世にはベルギー皇女との結婚、スウェーデン皇帝オスカル二世には婚儀を祝して贈られた。²⁹⁾

勲章は基本的に両国の特命全権公使によつて奉呈されるが、来日した皇族が勲章を奉呈したように、日本側も皇族が現地を持参することもあった。明治十五年九月、イタリア親王のプランス・アメデー・フェルデーナン・マリィ・デユク・ダ・オストと、ロシア皇太子ニコライ・アレキサンドロウィッチには、ヨーロッパを巡回中の有栖川宮熾仁親王が菊花章を贈進している。³⁰⁾明治十九年から二十年には同じく小松宮彰仁親王がデンマークの皇帝クレチアン九世、ドイツ皇孫フリドリヒ・ウイヘルム・ウイクトル・アルベルト、イタリア皇太子ウイクトル・エマニエル・ブランドス・ドナール、イギリス皇太子プリンス・オブ・ウェールズに菊花章を贈った。³¹⁾天皇が来日した皇族に渡すのもっともよく、現地に皇族が持参するのがそれに次ぎ、特命全権公使による奉呈は通常の礼儀と位置づけられる。国家元首の間で贈られる勲章は、基本的に最高勲章で

あった。相手国が最高勲章を贈っているのに対し、最高勲章よりも劣る勲章を贈り返すことは非礼となる。明治十四年十月のイギリス皇孫ヴィクトルとジョージの来日を前に、外務卿の井上馨と宮内省四等掌典の長崎省吾はイギリスの最高勲章であるガーター勲章を天皇に贈ることを希望したが、イギリス側からは、トルコやギリシャの皇帝のように天皇がイギリスに来ていないことと、日本がキリスト教国でないため、ガーター勲章を贈ることは難しいと返答された。³²⁾イギリス側は最高勲章ではない「印度星勲章」の奉呈を予定していた。これにイギリス駐劄の特命全権公使森有札からの意見を受けた外務大輔上野景範は、宮内卿徳大寺実則宛ての書面で最高勲章ではないから受け取りを見合わせることと、両皇孫は「幼年」であるため勲章の贈進もしないよう進言している。³³⁾

これと似た事例がオーストリアである。同国の最高勲章のトワゾンドールは「耶蘇旧教ヲ奉シ姓氏紋章共正シキ貴族」に贈られた。イギリス、ドイツ、ロシアの皇帝には「耶蘇新教ヲ奉スル者ニ該勲章ヲ授与スル時ハ別段法王ヨリ允許ヲ受クヘシ」との規定により、それに次ぐサンテチエンヌ勲章が贈られていた。明治十四年五月六日に天皇に贈られたのも同勲章であったが、これを受領したのは上記三国の皇帝とを比較検討した上でであった。³⁴⁾

スペインでは明治十四年三月段階で天皇にチャールス三世勲章を贈る予定であったが、同勲章はすでに特命全権公使の鮫島尚信が受けており、臣下と同等の勲章を受領するのは不都合であった。スペイン皇帝には菊花章を贈っていることから、日本側はオーストリアと同じ最高勲章であるトワゾンドルを得ることを希望した。スペインのトワゾンドルも古くは宗教と関係していたが、オーストリアとは違って現状では無関係に贈られていた。そのため、日本側の交渉が功を奏し、明治十七年三月四日にトワゾンドル勲章が天皇に贈られた。

このように新旧キリスト教の信仰を対象としているか否かで授与する勲章に差が生まれる国が存在した。他国に比べてイギリスとの勲章贈答が遅れたのは、右のような理由からイギリスが最高勲章を天皇に贈ることを拒んだからであった(表1参照)。またガーター勲章は佩用者の数に制限があるため、その理由からも日本に贈るのが難しかった。したがって、日本側は明治十九年九月二十日にイギリス皇太子プリンス・オブ・ウェールズに菊花章を贈るが、その見返りは得られなかった。第五章で後述するように日本にガーター勲章が贈られるのは、二十年後のことである。

三 勲章増設後の贈答

外国の国家元首や皇族には菊花章、外国の臣下には旭日章と区別して授与してきた。しかし、相手国が二等の勲章を贈ってくる場合に菊花章では釣り合わず、臣下を対象とする旭一で返すのは不都合であった。そもそも外国の勲章には複数の種類があるのに対し、日本は種類が少なかった。そこで明治二十一年十一月二十二日、大勲位菊花章頸飾(以下、菊花頸飾と略称)、勲一等旭日桐花大授章(以下、桐花章と略称)、瑞宝章(勲一等〜八等)、宝冠章(勲一等〜五等、明治二十九年四月十日に勲六等〜勲八等が増設が新設された。菊花頸飾は菊花章よりも上に置かれた最高勲章であり、桐花章は菊花章と旭一の間に位置する。瑞宝章は国内では官職の年数に応じて授与され、宝冠章は女性を叙勲対象とした。最高勲章となった菊花頸飾は国家元首を対象とし、外国の国家元首および皇族には基本的に菊花章を贈っていた(表3参照)。明治二十五年十二月、パリ駐在の特命全権公使の野村靖は外務大臣の陸奥宗光に、日仏両国間の「交際益親密」を企図し、「特別ノ御友誼ヲ表彰」するため、フランスの大統領サデー・カルノーに菊花章を贈ることを出願した。これを受けた陸奥は宮内大臣の土方久元宛てに「賞勲局総裁ヲ経テ上奏致置候条、御裁可ノ上ハ御親書御

表3 勲章増設後に外国の国家元首と皇族に贈られた菊花章一覧

叙勲年月日	氏名	国名	身分
大勲位菊花章頸飾章			
明治27年12月10日	ウィルヘルム二世	ドイツ・プロシア	皇帝
明治29年3月3日	ニコラス二世	ロシア	皇帝
明治31年10月25日	フランツ・ヨーゼフ一世	オーストリア・ハンガリー	皇帝
明治35年4月13日	エドワード七世	イギリス	皇帝
明治35年4月16日	ヴィクトル・エンマニユエル	イタリア	皇帝
明治38年7月12日	レオポール二世	ベルギー	皇帝
明治40年10月17日	李 圻	韓国	皇帝
明治44年3月30日	ジョージ五世	イギリス	皇帝
大勲位菊花大綬章			
明治23年5月8日	フランス・アルツール・デューク・ド・カノート	イギリス	皇族
明治24年5月14日	ジョージ・アレキサンドロウィッチ	ロシア	大公
明治24年5月14日	ジョージ	ギリシャ	親王
明治24年11月20日	ゼネラル・ポルフィロ・デアズ	メキシコ	大統領
明治25年12月13日	サデー・カルノー	フランス	大統領
明治26年7月27日	フランツ・フェルディナント	オーストリア・ハンガリー	親王
明治27年7月23日	プリンツ・ルイトポルド・カール・ヨーゼフ	バイエルン	摂政
明治27年7月23日	カール・アウグスト	ザクセン・ヴァイマル・アイゼナハ	大公
明治27年7月23日	ヘルツォーク・ヨハン・アルブレヒト	メクレンブルク	殿下
明治28年6月19日	ルイ・ド・サボア・デューク・デアブル	イタリア	親王
明治29年2月5日	ベルンハルト・フリードリッヒ・ウイ ルヘルム・アルブレヒト・ゲラルヒ	ザクセン・マイニンゲン	皇子
明治29年5月23日	ウィルヘルム	ウイルテンベルグ	皇帝
明治29年9月12日	フェリクス・フォール	フランス	大統領
明治30年3月23日	李 熙	朝鮮	王(皇帝)
明治30年4月27日	ドン・アルフォンソ十三世	スペイン	皇帝
明治30年6月5日	ドン・カルロス一世	ポルトガル	皇帝
明治31年7月8日	キリウアジミロウィチ	ロシア	太公
明治31年10月5日	コント・ド・チュラン・ピットリヨ・ エマニユエル	イタリア	親王
明治31年11月5日	コント・フランドル	ベルギー	皇弟
明治32年4月29日	光緒帝	清国	皇帝
明治32年8月5日	エミール・ルーベ	フランス	大統領
明治32年9月19日	ウィルヘルム	ドイツ・プロシア	皇太子
明治33年2月26日	ワルデマール	デンマーク	親王
明治33年6月26日	アルベルト	ベルギー	皇甥
明治33年7月17日	ポール	ロシア	大公
明治33年9月8日	ミケール・アレキサンドロウィチ	ロシア	皇太子
明治33年9月8日	セルジ	ロシア	皇帝叔父
明治34年1月16日	李 圻	韓国	皇太子

明治 34 年 1 月 28 日	フェルデナンド・カルル・ルード ウィヒ	オーストリア・ハ ンガリー	皇甥
明治 35 年 4 月 13 日	ジョージ五世	イギリス	皇太子
明治 35 年 4 月 13 日	ウラジミール	ロシア	皇帝伯父
明治 35 年 6 月 25 日	ボリス・ウアジミロウイチ	ロシア	大公
明治 35 年 12 月 9 日	マハ・ワジラウット	シャム	皇太子
明治 36 年 1 月 31 日	ゲオルグ	サクソン	国王
明治 37 年 6 月 10 日	ドム・ルイ・フィリップ	ポルトガル	皇太子
明治 37 年 9 月 25 日	カール・アントン・フォン・ホーヘ ンツォルレン	ドイツ	殿下
明治 38 年 5 月 16 日	ルプレヒト	バイエルン	親王
明治 38 年 5 月 16 日	ゲオルグ	バイエルン	親王
明治 38 年 6 月 9 日	アンリー・ウラヂミール・アルベール ・エルネスト	オランダ	皇帝の皇配
明治 39 年 2 月 14 日	アーサー・オヴ・コンノート	イギリス	皇族
明治 39 年 3 月 28 日	プランス・ド・ウヂネ	イタリア	皇族
明治 39 年 6 月 5 日	フリードリヒ	バーデン	大公
明治 40 年 2 月 9 日	レオポール・クレマン	ザクセン・コプー ルク・ゴータ	皇族
明治 40 年 6 月 19 日	ファリエール	フランス	大統領
明治 41 年 5 月 21 日	アイテル・フリードリッヒ	プロシア	第 2 皇子
明治 42 年 4 月 30 日	コンスタンチン・コンスタンチノ ウィッチ	ロシア	大公
明治 42 年 10 月 1 日	醇	清国	監国摂政王
明治 42 年 12 月 1 日	アダルベルト	プロシア	第 3 皇子
明治 45 年 5 月 6 日	ワルデマール	ドイツ	親王

『外国人叙勲録』(1892年、賞勲局)、梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』3～5(思文閣出版、1991年)、「外国元首及皇族二勲章寄贈雑件」(外務省外交史料館所蔵)、「外交贈答録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵)、「頸飾菊花桐花宝冠番号録」1(内閣府賞勲局所蔵)から作成。

下付相成候様御取計有之度」と頼んでい
る。^{②③}つまり、現地の特命全権公使(また
は大使) ↓ 外務大臣 ↓ 宮内大臣 ↓ 賞勲局
総裁 ↓ 宮内大臣 ↓ 天皇の裁可という流れ
で決定され、この逆の流れで勲章と親書
(または勲記)が贈られたのである。

こうした流れに加えて、明治三十年四
月二十七日にスペイン皇帝のドン・アル
フォンソ第十三世に贈られた菊花章は、
有栖川威仁親王が奉呈しており、通常よ
りも格式の高い方法を取っている。有栖
川宮はイギリスに渡ったついでに寄った
のだが、そこには「菊花大綬章御贈進被
遊、特ニ之ヲ捧呈スハ重任ヲ有栖川宮殿
下ノ如キ顕明ナル皇族ニ御委命相成リタ
ルニヨリ、一層ノ光輝ヲ添へ」という
効果があった。^④また明治三十一年十月二
十五日にオーストリア皇帝フランツ・
ヨーゼフ一世に贈られた菊花頸飾は、即
ち位五十周年を祝したものである。^⑤ここ
からは明治十年代に形成された勲章を贈る
目的や方法が勲章増設後も変わりなかつ

たことが見て取れる。

外国からの勲章捧呈に際してはどうであったか。明治二十三年六月十三日にトルコ特派公使のオスマン・パシヤが参内すると、天皇は明治宮殿の鳳凰の間で面会し、ユシヤンイ・イムチャゾ勲章を拝受した。公使には旭一、随員には各等差の勲章が授与された。明治二十八年六月十日にはドイツ特命全権公使バロン・フォン・グートシユミツドが参内し、同国皇帝ウイヘルム二世からの黒鷲勲章頸飾連鎖と、バイエルン摂政親王からのケーニヒリヘン・ハウスリッテルラルデン・フォン・ハイリゲン・フベルッス勲章星章を奉呈した。これは菊花頸飾を受領したことに對する答礼であった。グートシユミツドには旭一が授与されたから、皇帝からの勲章奉呈をつとめる者に高等勲章が与えられていることに変わりはない。

天皇への勲章奉呈は基本的に明治宮殿でおこなわれたが、例外的な事例として次のものが挙げられる。明治二十四年五月十三日にギリシヤ皇子ジョージは、京都から神戸に向かう汽車でソーウエル大綬章星章附を天皇に奉呈している。これは直前に滋賀県大津で訪日中のロシア皇太子ニコライが遭難する大津事件が発生し、天皇がニコライの見舞いに向かったからである。

もう一度は明治三十年六月二十四日にドイツ臨時代理公

使のフォン・トロイテルが京都御所に参内し、ドイツ連邦ウイルテンベルグ皇帝ウイヘルムからのロルドル・ドラ・クローンヌ・ド・ウエルタンベル勲章を奉呈したときである(受領年月日は表1を参照)。これは前年に同皇帝に贈った大勲位菊花章の返礼であった。同年六月五日に天皇はポルトガル皇帝ドン・カルロス一世に大勲位菊花章を贈進している。ここには日葡通商航海条約を締結し、批准書を交換するにあたり、「両皇室至懇の友誼を表彰」する意味が込められていた。このとき天皇は京都に行幸中であつたため、このような異例の措置が取られた。

明治三十三年三月に皇太子嘉仁と九條節子(貞明皇后)が結婚すると、それに際して各国から勲章が贈られた。同年九月五日、韓国特命全権公使の趙秉式と公使館参書官の李鼎来が参内し、皇帝からの金尺大綬章を天皇に奉呈した。このとき皇太子にも同じ勲章を持参していたが、皇太子が日光から帰るのを待ち、謁見してから渡したほうがよいと内示された。そのため、趙は二十日に芝離宮で皇太子に謁見し、同勲章を奉呈した。

皇太子への勲章奉呈は、天皇へのそれとは異なり、受け取る場所に違いがあつた(表4参照)。明治三十年十二月六日にスペインから贈られたトワゾンドル勲章は、明治宮殿の鳳凰の間で受けたが、同三十二年五月三日にフランス

表4 皇太子に贈られた外国勲章一覧

受領年月日	勲章等級	国名	受領場所
明治30年12月6日	トワゾンドール勲章	スペイン	明治宮殿鳳凰の間
明治31年11月18日	レオポルド剣付大綬章	ベルギー	赤坂離宮表謁見所
明治32年5月3日	レジョンドヌール勲章	フランス	芝離宮
明治32年12月21日	黒鷲大綬章	ドイツ	沼津御用邸
明治33年3月5日	白象勲章	デンマーク	葉山御用邸
明治33年7月2日	セントアンドレー大綬章	ロシア	芝離宮
明治33年7月9日	アンノンシャード勲章	イタリア	芝離宮
明治33年7月12日	獅子大綬章	オランダ	芝離宮
明治33年7月18日	サンテチエンヌ大綬章	オーストリア・ハンガリー	青山離宮表謁見所
明治33年9月20日	金尺大綬章	韓国	芝離宮
明治37年3月16日	神聖フベルト勲章	バイエルン	青山離宮
明治37年4月	オールドル、デユ、クリスト及ワルドル、ド、サンベノア、ダウヒス(2種)	ポルトガル	不明
明治40年9月23日	オールドル・ロワイヤル・デ・セラファン勲章	スウェーデン	不明

「外交贈答録」明治33年、明治37年から作成。

から贈られたレジョンドヌール大綬章、同三十三年七月にロシアから贈られたサントアンドレー大綬章、イタリアから贈られたアンノンシャード勲章、オランダから贈られた獅子大綬章は、いずれも芝離宮で受けた。⁴³⁾

そのほか、明治三十一年十一月十八日にベルギーから贈られたレオポルド大綬章は赤坂離宮表謁見所、同三十二年十二月二十一日にドイツから贈られた黒鷲大綬章は沼津御用邸、同三十三年三月五日にデンマークから贈られた白象勲章は葉山御用邸、同年七月十八日にオーストリアから贈られたサンテチエンヌ大綬章は青山離宮表謁見所と、受け取る場所が変わっている。⁴⁴⁾ 皇太子は天皇の代理で行幸したり、体調管理のために御用邸を使用する頻度が高かった。そのような事情で受け取る場所に違いがあったと考えられる。

外国人に贈られた桐花章に外務大臣や特命全権大使などの名前が散見されるのは、いずれも明治二十一年十一月に制定された「外国人叙勲内規」にもとづき、相手が所有する外国勲章の等級を勘案した上で、旭一よりも高い桐花章を贈っていると思われる。同じように清国・韓国・シヤムの皇族たちに桐花章を贈っているのは、所有する勲章の等級が菊花章を贈るには足らず、「外国人叙勲内規」による「各小国君主・其族」と判断したためだろう(表5・6参照)。

女性を対象にした宝冠章は、天皇の名をもって美子皇后（昭憲皇太后）から贈られた。宝冠章を創設したことにより、外国の女王や女性皇族にも勲章を贈ることができるようになった。明治十五年二月三日にハワイ摂政のリヂイ・カマカイハ・リリヲカラニには旭一が贈られていたが、これは例外的措置であり菊花章・桐花章・旭日章・瑞宝章は女性を叙勲対象としていなかった。その後、リリヲカラニが女王として即位したため、明治二十五年三月二十四日に勲一等宝冠章（以下、宝一と略称）が贈られている。⁽⁴⁵⁾

宝一はロシア皇后マリヤ・フョードロヴナをはじめ、各国の女王・皇后・皇太后・親王妃・女性皇族に贈られた（表7参照）。明治二十九年三月七日のロシア皇后アレクサンドラ・フョードロヴナと、明治三十五年四月十三日のイギリス皇后アレクサンドラには、それぞれ戴冠式に際して贈られ、前者は伏見宮貞愛親王、後者は小松宮彰仁親王が奉呈している。皇族が持参して奉呈するのが特別扱いであったことは先述した。明治二十五年四月十二日にデンマークの皇后には金婚式の挙行に際して宝一が贈られたが、このように特命全権公使を介して贈る場合には親書が添えられるのが基本であった。⁽⁴⁶⁾

勲章増設後の勲章贈答儀礼において特筆すべきものとしては、明治三十五年三月に清国皇帝に贈られた菊花章と、

同国皇太后に贈られた宝一を二年前の北清事変で紛失してしまつたため、再び贈ってほしいと要望してきたことである。これには「特別ノ思召」として清国駐劄公使を経て追贈することとした。このとき副章の菊花章だけは残っており、追贈と引き換えに副章は、特命全権公使の内田康哉から外務大臣の小村寿太郎を経て宮内大臣に返送されている。外国の王室を対象とした特別の配慮であった。

四 皇族の海外渡航と勲章贈進

勲章の贈答は天皇と各国元首だけではなく、外国に訪れた皇族を介してもおこなわれた。外国から勲章を多数贈られた最初の皇族は、明治十五年六月から十六年二月まで欧米諸国を巡回した有栖川宮熾仁親王であった。イタリアでは八月十日にアンノンシヤード勲章を受け、九月十六日にロシア皇太子ニコライに菊花章を奉呈すると、二十三日には神聖アレキサンドルネヴスキー勲章を受け、親王の随行者も各等の勲章を拝受した。⁽⁴⁷⁾ オーストリアでは十月九日に同国皇帝からレオポルド大綬章を受けている。⁽⁴⁸⁾

この巡回で有栖川宮は八個の勲章を得ており、随員も各等の勲章を貰った。皇族は各国の王室を回れば、ほぼ確実に勲章が贈られた（表参照）。明治十六年六月に帰国した熾仁親王の息子威仁親王は欧米に留学していたが、彼には

表5 外国人叙勲内側

勲章の種類	叙勲対象
大勲位菊花章	各国君主・皇族、共和国大統領
旭日桐花章	各小国君主・其族、宰相、内閣総理大臣、元帥、特別の理由がある外務大臣 旭一叙勲者の陸海軍大将、特命全権公使、旭一叙勲者で特別な理由がある特命全権公使
旭一	各小国君主の族・それに相当する高貴族、陸海軍大将・同等官、諸大臣・同等官、特命全権大使、特別の理由がある中將、三年以上日本に駐劄し特別の理由がある特命全権公使
瑞一	陸海軍中少將・同等官・同等文官、特命全権公使、旭二叙勲者の弁理公使
旭二	陸海軍中少將・同等官・同等文官、瑞二叙勲者の大佐・同等官、三年以上日本に駐劄するか瑞二叙勲者の弁理公使
瑞二	陸海軍少將大佐・同等官・同等文官、弁理公使、旭三叙勲者の代理公使、旭三叙勲者で特別な理由がある総領事
旭三	陸海軍大佐・同等官・同等文官、特別の理由がある中佐、三年間日本に駐在する代理公使、大使随行一等書記官、三年以上日本に駐在するか瑞三叙勲者である公使館一等書記官・総領事、官の庸員にして勅任に准じる取扱いを受け三年以上奉職者か（三年以上の）瑞三叙勲者
瑞三	陸海軍大中佐・同等官・同等文官、特別の理由がある少佐、代理公使、大使随行二等書記官、公使館一等書記官、総領事、六年以上日本に駐在し旭四叙勲者である領事、官の庸員にして勅任に准じる取扱いを受ける者（官の庸員にして三年以上勅任に准じるか、六年以上奏任に准じる取扱いを受ける者）、官の庸員にして（五年以上の）旭四叙勲者
旭四	陸海軍中少佐・同等官・同等文官、大使随行三等書記官、三年以上日本に駐在するか瑞四叙勲者である公使館二等書記官、領事、十年以上日本に駐在し瑞四叙勲者である公使館交際官試補および訳官、特別の理由がある大尉、官の庸員にして奏任に准じる取扱いを受け三年以上奉職者か（三年以上の）瑞四叙勲者
瑞四	陸海軍少佐大尉・同等官・同等文官、大使随行四等書記官、公使館二等・三等書記官、旭五叙勲者の副領事、旭五叙勲者の公使館交際官試補・訳官、官の庸員にして奏任に准じる取扱いを受け三年以上奉職者か（三年以上の）旭五叙勲者
旭五	陸海軍大尉・中尉・同等官・同等文官、三年以上日本に駐在する代領事、公使館交際官試補・訳官、三年以上日本に駐在する公使館書記生・大使随行書記生訳官、官の庸員にして奏任に准じる取扱いを受ける者
瑞五	陸海軍大尉・中尉・少尉・同等官・同等文官、代領事、大使随行書記生訳官旭六叙勲者の公使館書記生訳生、官の庸員にして判任に准じる取扱いを受け三年以上奉職者か（三年以上の）旭六叙勲者
旭六	陸海軍中尉・少尉・同等官・同等文官、公使館書記生訳生、各国君主・皇族随員無爵無官無勲の者、官の庸員にして判任に准じる取扱いを受け三年以上奉職者か（三年以上の）瑞六叙勲者
瑞六	陸海軍少尉・同等官・同等文官、領事館訳生、各国君主・皇族随員無爵無官無勲の者、官の庸員にして（三年以上）判任に准じる取扱いを受ける者
旭七・瑞七	陸海軍下士、巡査長・同等の者、官の庸員にして判任に准じる取扱いを受け三年以上奉職者か（三年以上の）旭八・瑞八叙勲者、各国君主・皇族の従者
旭八・瑞八	兵卒、水平、巡査・同等の者、官の庸員にして（三年以上）判任に准じる取扱いを受ける者、各国君主・王族の従者

総理府賞勲局編『賞勲局百年資料集』上（大蔵省印刷局、1978年）から作成。

表6 外国の国家元首と皇族に贈られた桐花章

叙勲年月日	氏名	国名	身分
明治21年10月25日	ニコライ・カルロウィッチ・ド・ギルス	ロシア	外務大臣
明治22年6月26日	ハンリード・ブウルボン・コント・ド・バルヂ	オーストリア・ハンガリー	皇族
明治23年7月26日	バスラン・グセ	シヤム	皇族
明治26年12月27日	プリンス・ナレスル・ウワレードヂー	シヤム	内務大臣
明治28年2月13日	フリードリッヒ・ウィルヘルム	メクレンブルク	大公
明治28年9月12日	フランチェスコ・クリスピー	イタリア	内閣議長兼内務大臣
明治28年12月18日	アレクミス・ロバノフ・ロストウスキ	ロシア	外務大臣
明治29年10月6日	ドン・アントニオ・カノヴァス・デル・カステイヨ	スペイン	内閣総理大臣
明治30年1月25日	マルシャル・フォン・ビーベルスタイン	プロシア・ドイツ	国務大臣兼外務大臣
明治31年7月4日	プリンス・ソンモー	シヤム	掌璽官
明治31年9月8日	アゲノール・ゴリュホヴスキ	オーストリア・ハンガリー	宮内兼外務大臣
明治33年6月29日	フォン・ビューロー	ドイツ	外務大臣
明治35年8月28日	貝子戴振	清国	皇族
明治36年6月12日	アレクセイ・ニコラエウイチ・クロパトキン	ロシア	陸軍大臣
明治37年3月17日	倫貝勒	清国	皇族
明治37年8月17日	ナコンチャイシー	シヤム	陸軍中將
明治37年8月25日	和碩慶	清国	欽命全權大臣
明治38年4月1日	李載覚	韓国	特派大使
明治39年1月23日	載沢	清国	皇族
明治39年1月25日	李載完	韓国	報聘大使
明治39年4月27日	義親王	韓国	皇族
明治39年12月8日	李祉鎔	韓国	内部大臣
明治40年5月17日	ロバーツ	イギリス	陸軍元帥
明治40年6月19日	ステファン・ピシヨン	フランス	外務大丞元老院議員
明治40年6月24日	オーギュスト・ジェラル	フランス	特命全權大使
明治40年7月4日	クレマンソー	フランス	内閣議長
明治40年8月26日	ピー・エー・ストリピーヌ	ロシア	内閣総理大臣
明治40年8月26日	アレキサンドル・イスボルスキー	ロシア	外務大臣
明治40年9月16日	袁世凱	清国	直隸総督
明治40年10月17日	李垠	韓国	皇太子
明治40年10月18日	李完用	韓国	内閣総理大臣
明治40年12月17日	李載冕	韓国	特派大使
明治41年1月10日	李允用	韓国	宮内府大臣
明治41年3月5日	ウラヂミール・ココヴツォフ	ロシア	大蔵大臣
明治41年5月5日	那桐	清国	尚書外務部会弁大臣
明治41年7月15日	ジオヴァンニ・ガリナ	イタリア	特命全權大使

明治41年 8月22日	アルフレッド・フォン・チルピッツ	ドイツ	海軍大臣
明治41年12月24日	アダルヘルト・ダムブロー・デ・アダモーツ	オーストリア・ハンガリー	特命全権大使
明治42年 3月 1日	閔丙夷	韓国	宮内府大臣
明治42年 3月30日	鉄良	清国	陸軍部尚書
明治42年 8月26日	ナコンサワン	シヤム	海軍部長官
明治42年 8月26日	デヴァウオングセ	シヤム	外務大臣
明治42年 8月26日	ダムロング	シヤム	内務大臣
明治42年11月11日	キッチーナ	イギリス	元帥
明治43年 3月16日	貝勒戴濤	清国	殿下
明治43年 3月17日	ウラジミール・フレデリック ス	ロシア	宮内大臣兼侍従武官長
明治43年 6月20日	ドクトル・ムム・フォン・シュワルツェンスタイン	ドイツ	特命全権大使
明治43年 7月 9日	ニコラス・マレウスキー・マレウイッチ	ロシア	特命全権大使
明治43年10月21日	貝勒戴洵	清国	殿下
明治43年10月22日	エツワルド・パール	オーストリア・ハンガリー	侍従武官長
明治43年10月28日	アルフレッド・モンテヌオヴォー	オーストリア・ハンガリー	最高宮内長官
明治43年10月28日	アーロイス・フォン・エーレンタール	オーストリア・ハンガリー	外務大臣
明治44年 1月31日	ノーフォルク	イギリス	日英博覧会総裁
明治44年 8月25日	セルジユ・ドミトリエヴィチ・サゾノフ	ロシア	外務大臣
明治45年 2月12日	ギード・ド・カール・ド・ローゼンブルグ・エ・クルムバーク	オーストリア・ハンガリー	特命全権大使

『外国人叙勲録』(1892年、賞勲局)、梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』3～5(思文閣出版、1991年)、「外国元首及皇族二勲章寄贈雜件」(外務省外交史料館所蔵)、「外交贈答録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵)、「頸飾菊花桐花宝冠番号録」1(内閣府賞勲局所蔵)から作成。

現地で勲章は贈られていない。それは王室を訪問したのではなかったことと、父の熾仁に勲章が贈られていなかったことによるだろう。明治二十二年二月から二十三年四月まで威仁親王は軍事調査をかねて欧米諸国を巡回するが、このときには訪問した各国の王室から父が得たのと同じような勲章が贈られている。

明治十七年四月二十四日にオーストリア宮内卿兼外務卿グスタフ・カルノキー・ド・ケールス・パタックと、プロシア式部副長兼東宮大夫フォン・オイレンブルグに旭一が授与された。両者の叙勲理由は、有栖川宮熾仁親王が欧州滞在中に「諸事を斡旋した」ことであった。これよりも前に類似の記述が確認できないため、この有栖川宮の事例から皇族を現地で接待した者への叙勲がはじまったと見てよいだろう。

皇族は陸海軍の軍人になる義務が

表7 外国皇族に贈られた宝冠章一等

叙勲年月日	氏名	国名	身分
明治22年 1月23日	マリア・フォードロヴナ	ロシア	皇后
明治22年 2月16日	マリア・クリスティナ	スペイン	摂政皇太后
明治23年 5月 8日	プランセス・ルイズ・マルゲリット・ヂュセス・ド・カノート	イギリス	皇族
明治25年 3月24日	リヂイ・カマカイハ・リリヲカラニ	ハワイ	皇帝
明治25年 4月12日	ルイーゼ・フォン・ヘッセン＝カッセル	デンマーク	皇后
明治29年 3月 7日	アレクサンドラ・フォードロヴナ	ロシア	皇后
明治31年 6月18日	エンマ	オランダ	摂政皇太后
明治31年 7月18日	スワバ	シヤム	皇后
明治31年 9月 8日	エリザベート【増進取消し】	オーストリア・ハンガリー	皇后
明治32年 4月29日	西太后	清国	皇太后
明治32年 8月 8日	ウィルヘルミナ	オランダ	皇帝
明治35年 4月13日	アレクサンドラ	イギリス	皇后
明治35年 4月13日	アウグステ・ヴィクトリア	ドイツ	皇后
明治35年 6月10日	アスチュリス	スペイン	皇女
明治36年 5月16日	ルプレヒト	バイエルン	親王妃
明治38年 3月28日	グッチュス・セシリー	ドイツ	皇太子妃
明治38年 3月28日	ビクトリア・メリー	イギリス	皇太子妃
明治40年12月24日	ヴィクトリア・ユージェニー	スペイン	皇后
明治42年 6月11日	エレナ	イタリア	皇后
明治43年 6月16日	ヨハン・アルブレヒト	メクレンブルク	公妃

『外国人叙勲録』(1892年、賞勲局)、梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』3～5(思文閣出版、1991年)、「外国元首及皇族ニ勲章寄贈雑件」(外務省外交史料館所蔵)、「外交贈答録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵)、「頸飾菊花桐花宝冠番号録」1(内閣府賞勲局所蔵)から作成。

あり、それに必要な最新の知識を学ぶため外国に留学した。有栖川宮のように各国を歴訪する皇族を接待したのとは別に、現地で長期滞在する皇族を接待した者も叙勲の対象となった。明治二十二年七月に閑院宮載仁親王がフランスのサンシール兵学校で学んだ際に親王の学業に「尽力」したと
 のことで、陸軍中将のアマン・デフィスら五人の叙勲が決まり、同国海軍兵学校で学んだ東伏見宮依仁親王に「懇篤ニ御世話」したことにより、学
 校長エドワール・ピエール・アントワヌ・バルラに旭三、同次長ジュール・エミール・テスマルに旭四が授与されている。さらに閑院宮載仁親王が学んだフランスの陸軍大学校の校長には瑞一が贈られた。^⑤

官職や階級によって贈られる勲章の等級に差が生じているが、この基準は「外国人叙勲内側」にしたがっていることがわかる(表5参照)。明治十九年十二月四日に外務大臣大隈重信が宮内大臣土方久元に「近來叙勲人名中単ニ何々所員ト記載シ官等不分明ノモノ又ハ其身分ト申立勲章ト相当セスシテ其理由明瞭ナラザルモノ」が多いため、「今後ハ在官職ノ者ハ其官等ト武官トノ相当并ニ

表8 皇族の外国勲章受領一覧

受領年月日	種類等級	国名
有栖川宮熾仁親王(明治15年5月～17年4月、ロシア皇帝即位大礼)		
明治15年 8月10日	アンノンシャード勲章	イタリア
明治15年 9月16日	セントアレキサンドルネヴスキー勲章	ロシア
明治15年 9月24日	インデペンダンス・ダニエ第一世勲章	モンテネグロ
明治15年10月 9日	レオポルド大綬章	オーストリア・ハンガリー
明治15年10月26日	レーグルルジ大綬章	ドイツ
明治15年10月29日	レオポルド大綬章	ベルギー
明治15年11月 2日	ネゼルランデ大綬章	オランダ
明治15年11月 8日	シャルルトロア大綬章	スペイン
明治16年 3月21日	カメハメハ大綬章	ハワイ
明治26年	サンテチエンヌ大綬章	オーストリア・ハンガリー
有栖川宮威仁親王(明治22年2月～23年1月、軍事視察、明治38年4月～8月、ドイツ皇太子結婚式参列)		
明治22年 4月26日	セントアレキサンドルネヴスキー勲章	ロシア
明治22年 5月 9日	シャルル・トロア大綬章	スペイン
明治22年 9月26日	リオン・ネゼルランデー大綬章	オランダ
明治22年10月21日	レオポルド大綬章	ベルギー
明治22年11月17日	レーグル・ルジ大綬章	プロシア
明治22年12月15日	レオポルド大綬章	オーストリア
明治23年 1月13日	サンモーリス・エラザール大綬章	イタリア
明治25年 5月30日	セントスタニスラス大綬章	ロシア
明治30年 7月 7日	シャルル・トロア頸飾	スペイン
明治31年 4月22日	レジョンドヌール大綬章	フランス
明治36年 6月19日	ナイト・グランド・クロス・バス勲章(シビル)	イギリス
明治37年 3月14日	神聖フベルト勲章	バイエルン
明治38年 5月 1日	アンノンシャード勲章	イタリア
明治38年 5月29日	レーグル・ノアル大綬章	プロシア
明治38年 6月27日	ナイト・グランド・クロス・バス勲章(ミタリー)	イギリス
明治43年10月16日	金尺大綬章	韓国
伏見宮貞愛親王(明治18年8月～19年、欧州巡回)		
明治16年 4月27日	カメハメハ第一世勲章	ハワイ
明治19年 9月18日	赤鷲大綬章	ドイツ
明治19年 9月18日	サンモーリス・エラザール大綬章	イタリア
明治19年 9月18日	レオポルド大綬章	オーストリア・ハンガリー
明治19年 9月18日	サントラーウー等勲章	スウェーデン・ノルウェー
明治19年10月 5日	レオポルド大綬章	ベルギー
明治19年10月 7日	ダネブロッカー等勲章	デンマーク
明治29年 5月25日	セントアレキサンドルネヴスキー勲章	ロシア
明治30年 4月16日	レジョンドノール大綬章	フランス
明治37年11月27日	頭等第二雙龍宝星	清国
明治40年 5月 7日	グランド・クロス・オブ・ゼ・オーダー・オブ・ゼ・バズ勲章	イギリス

明治42年 4月27日	頭等第一雙龍宝星	清国
明治43年 5月 3日	アンノンシャード勲章	イタリア
明治43年 6月 4日	セントアンドレー勲章	ロシア
伏見宮博恭王 (明治41年1月～43年7月、欧州巡回)		
明治28年 6月22日	王冠一等勲章	ドイツ
明治34年 8月 4日	李花大綬章	韓国
明治36年 5月 9日	頭等第二雙龍宝星	清国
明治38年 5月23日	金尺大綬章	韓国
明治43年 1月25日	ヴィクトリアー一等勲章	イギリス
明治43年 2月 1日	赤鷲大綬章	ドイツ
明治43年 2月15日	アンノンシャード勲章	イタリア
明治43年 3月 8日	チャールス三世大綬章	スペイン
明治43年 3月14日	レジョンドヌール勲章	フランス
明治43年 3月21日	セント・ステファン大綬章	オーストリア・ハンガリー
明治43年 4月11日	セントアンドレー勲章	ロシア
明治43年 4月27日	レオン・ネーラデー勲章	オランダ
明治43年 5月 4日	レオポルド大綬章	ベルギー
明治44年11月28日	マハ・チャクリ大綬章	シヤム
伏見宮妃経子 (明治41年1月～43年7月、欧州巡回)		
明治43年 3月	レイナ・マリア・ルイザ貴婦人勲章	スペイン
小松宮彰仁親王 (明治19年10月～20年11月、軍事視察)		
明治18年	サントラウー一等勲章	スウェーデン・ノルウェー
明治20年	セントアレキサンドルネヴスキー勲章	ロシア
明治20年	赤鷲大綬章	プロシア
明治20年	レオポルド大綬章	オーストリア・ハンガリー
明治20年	ダネブロック勲章	デンマーク
明治20年	レジョンドヌール大綬章	フランス
明治20年	オスマニー大綬章	トルコ
明治20年	セフワカット大綬章	トルコ
明治20年	王冠大綬章	シヤム
明治29年 2月20日	アンノンシャード勲章	イタリア
小松宮妃頼子		
明治16年10月20日	カピララニ大綬章	ハワイ
明治20年12月14日	セフワカット大綬章	トルコ
北白川宮能久親王		
明治14年 6月 9日	王冠章第一等勲章	ドイツ
明治16年 3月27日	カメハメハ大綬章	ハワイ
明治18年 2月10日	グロス・クロイツ・グライヘン勲章	メクレンブルク
明治22年12月 2日	赤鷲大綬章	ドイツ
明治25年 4月11日	セントアレキサンドルネヴスキー勲章	ロシア
明治26年 8月21日	レオポール勲章大綬章	オーストリア・ハンガリー
明治28年 4月24日	グロス・クロイツ・ミット・デル・グローネ・イン・エルツ・デス・ソクレンブルギセン・ハウスラルデンス・デル・ウェンヂセン・グローネ勲章	メクレンブルク

閑院宮載仁親王（明治33年1月～7月、欧州巡回）		
明治28年10月5日	レジョンドヌール大綬章	フランス
明治31年11月2日	セントアレキサンドルネヴスキー勲章	ロシア
明治33年4月28日	レオポルド剣付大綬章	ベルギー
明治33年5月20日	アンノンシャード勲章	イタリア
明治33年5月29日	オスマニー大綬章	トルコ
明治33年6月7日	サンテチエンヌ勲章大綬章	オーストリア・ハンガリー
明治33年6月23日	赤鷲大綬章	ドイツ
明治37年1月27日	頭等第二雙龍宝星勲章	清国
明治38年11月18日	フェルストリヒ・ホーヘンツォルレルンシエー・ハウスオルデン剣附一等勲章	ドイツホーヘンツォルレルン家
明治39年6月22日	剣附王冠武功一等勲章	プロシア
閑院宮妃智恵子		
明治39年11月15日	赤十字第一等記章	ドイツ
明治39年11月15日	赤十字第三等記章	ドイツ
東伏見宮依仁親王（明治26年7月～27年9月、欧州巡回）		
明治26年12月4日	リヨネルランデー大綬章	オランダ
明治27年1月13日	赤鷲大綬章	ドイツ
明治27年1月31日	アルベルト大綬章	ザクセン
明治27年2月6日	白鷲大綬章	ザクセン・ヴァイマル・アイゼナハ
明治27年3月28日	レオポルド大綬章	オーストリア・ハンガリー
明治27年3月28日	グランド・クロワー・ド・ロルドル・ロワヤル・ド・シャル・ドロワー勲章	スペイン
明治27年6月9日	サン・モーリス・エラザール大綬章	イタリア
明治27年6月9日	レオポルド剣付大綬章	ベルギー
明治27年6月9日	ダネブロック大綬章	デンマーク
明治27年6月9日	オスマニー大綬章	トルコ
明治27年6月9日	白鷲大綬章	セルビア
明治27年6月9日	ワッサ大綬章	スウェーデン・ノルウェー
明治40年1月7日	頭等第二雙龍宝星勲章	清国
久邇宮邦彦王（明治40年4月～42年10月、欧州巡回）		
明治41年3月16日	チャールス三世勲章頸飾附	スペイン
明治41年10月15日	黒鷲大綬章	ドイツ
明治42年1月12日	セント・フーベルトゥス勲章	バイエルン
明治42年2月10日	アンノンシャード勲章	イタリア
明治42年2月20日	セント・ステファン大綬章	オーストリア・ハンガリー
明治42年3月4日	白鷲勲章	セルビア
明治42年3月6日	アレキサンダー勲章	ブルガリヤ
明治42年3月11日	オスマニー大綬章	トルコ
明治42年3月28日	カロール勲章	ルーマニヤ
明治42年4月14日	セントアンドレアー勲章	ロシア
明治42年6月12日	レジョンドヌール大綬章	フランス
明治42年6月22日	レオポルド剣付大綬章	ベルギー

明治42年 6月25日	オランダ獅子勲章	オランダ
明治42年	ビクトリア勲章	イギリス
久邇宮妃侘子 (明治40年4月～42年10月、欧州巡回)		
明治42年	メーゾン・ド・オレンジ勲章	オランダ
梨本宮守正王 (明治36年、フランス留学、明治41年12月～42年7月、留学後欧州巡回)		
明治36年 5月20日	頭等第二雙龍宝星勲章	清国
明治41年 7月22日	レジョンドヌール大綬章	フランス
明治42年 7月	カルロス第三勲章大綬章	スペイン
梨本宮妃伊都子 (明治41年12月～42年7月、留学後欧州巡回)		
明治41年 6月16日	学術記章	フランス
明治42年 7月	レイナ・マリア・ルイザ貴婦人勲章	スペイン
山階宮菊麿王		
明治27年12月18日	王冠一等勲章	ドイツ
華頂宮博恭王		
明治28年	王冠一等勲章	ドイツ
明治34年 8月 3日	梨花大綬章	韓国
竹田宮恒久王		
明治40年 4月29日	金尺大綬章	韓国

『熾仁親王行実』下 (高松宮家、1929年)、『威仁親王行実』上 (威仁親王行実編纂会、1926年)、『貞愛親王事蹟』(伏見宮蔵版、1931年)、『博恭王殿下を偲び奉りて』(御伝記編纂会、1948年)、『北白川宮能久親王御事蹟』(台湾教育会、1937年)、『山階宮三代』下 (山階会、1982年)、「伏見宮貞愛親王博恭王両殿下、竹田宮恒久王殿下、閑院宮載仁親王同妃両殿下、東伏見宮依仁親王殿下、久邇宮邦彦王殿下、小松宮彰仁親王同妃両殿下御所有ノ外国勲章ニ関シ各宮家ヨリ式部職へ回答ノ件」(『外交贈答録』明治41年)から作成、「邦彦王同妃両殿下歐洲御旅行中西班牙国其他ヨリ勲章御受領届」(『外交贈答録』明治43年)から作成。

所有勲章及在官ニ非ル者ハ其国籍家筋職業并ニ所有勲章御取調ノ上御照会相成」よう依頼している。⁵⁵⁾

外国人の叙勲には「身分等詳細取調」をした上でおこなうことになっていたが、官職などがはっきりしないこともあるため、官等や勲等を取り調べて示してほしいと述べている。この申し出により「外国人叙勲内規」にもとづき、叙勲対象者の「身分等詳細取調」をおこなった上で授与する勲等を確定することが再確認された。

明治二十九年にはイタリアの皇帝から小松宮彰仁親王にアンノンシャード勲章が贈られるが、その理由は「皇太子殿下ノ外ニ於テ最モ皇位ニ御近親」というものであった。前年の明治二十八年一月十五日に有栖川宮熾仁親王が薨去したため、皇族でアンノンシャード勲章の有勲者はいなかった。勲章を受け取る方法については、①イタリア皇帝↓天皇↓小松宮、②イタリア皇帝↓日本在勤のイタリア公使↓小松宮とがあり、イタリアでもその基準は明確ではなかった。明治二十八年九月二十五日付でイタリア特命全権公使の高平小五郎が外務大臣臨時代理の西園寺公望に宛てた書面では、①の方法を取る場合は勲章とともに親書を添付するのが礼儀であり、それを

受けたら日本側も親書などの返礼が必要となるが、今回の趣旨からすると②の方法が妥当ではないかと述べている。この意見にもとづき、明治二十九年二月二十日にイタリヤ公使が小松宮に直接奉呈することとなった。⁽⁵⁶⁾

皇族の渡欧による外国人への勲章授与は明治三十年年代以降も続いた。明治三十三年にはベルギー、オランダ、フランスを巡視した閑院宮載仁親王を優遇したとのことで、オランダ主殿長官男爵のクリフォールドに旭一、ベルギー宮内大臣伯爵ウールトルモンに旭一、その他ベルギー関係では旭三、瑞二、瑞四、瑞五が各一人に授与された。⁽⁵⁷⁾翌年一月には同じ理由でロシア主殿頭侍従武官伯爵ペー・カー・ベッケンドルフをはじめ四十二人に勲章が授与され、オーストリア枢密顧問官兼第二侍従長公爵モンテニューポーへの旭一ほか三十五人にも勲章が授与されている。⁽⁵⁸⁾さらに明治三十三年九月八日には、閑院宮が優遇されたことに対する御礼として、ロシア皇太子ミケール・アレキサンドロウイチと、ロシア皇帝叔父のセルジに、翌年一月二十八日にはオーストリア第三猟歩兵連隊長歩兵大佐フェルゼナンド・カルル・ルードウイヒ親王に、それぞれ菊花章を贈ることが決まった。⁽⁵⁹⁾

明治三十五年小松宮彰仁親王が渡欧した際には旭日章を四十四個、瑞宝章を四十一個の合計八十五個を持参した。⁽⁶⁰⁾

同三十八年にはドイツ皇太子の結婚式に参列するため、有栖川宮威仁親王と同妃がドイツに渡った。このとき有栖川宮はイタリヤ、フランス、オランダ、ベルギー、イギリスを回り、七月四日にはイギリス滞在中の有栖川宮に「叙勲ノ義御委任」が聴許され、旭二を二人、旭三を一人、旭四を六人に授与している。⁽⁶¹⁾

有栖川宮は、ベルギー建国七十五年の祝祭挙行に際し、同国皇帝に菊花頸飾を贈進することを外務大臣宛てに提案した。これを受けた外務大臣は宮内大臣に伝え、七月十二日に天皇の裁可を経て菊花頸飾が贈られた。⁽⁶²⁾「叙勲ノ義御委任」とはいえ、親授式の対象である勲一等級以上の勲章授与に際しては、宮↓外務大臣↓宮内大臣↓天皇という手続きを踏んでいる。有栖川宮の帰国後には、宮が立ち寄った国で「斡旋尽力」した者への叙勲が実施された。イタリヤには九人、フランスには六人、ドイツには四十六人、オランダには九人、ベルギーには二十二人と合計九十二人におよんでいる。⁽⁶³⁾同年七月には伏見宮博恭王が韓国訪問中に「斡旋尽力」したとのことで二十二人に勲章が授与された。⁽⁶⁴⁾

そして明治四十年の伏見宮貞愛親王の渡欧時には、旭日章を九十五個、瑞宝章を七十九個の合計百七十四個を持参したが、イギリスでは旭四が五個不足し、不足分を追加で送っている。⁽⁶⁵⁾同年の皇太子嘉仁の韓国渡航では菊花頸飾を

一個、桐花章を三個、旭日章を二十二個、瑞宝章を二十八個の合計五十四個を持参し、追加で旭日章を四十五個、瑞宝章を四十四個の合計八十九個を送ったが、それでも旭一が二個、瑞五が一個足らなくなり追加補充した。⁽⁶⁷⁾

このように大量の勲章が用意されるなかで接待員として破格の桐花章を授与されたのが、伏見宮を接待した元帥伯爵のロバーツである。これはロバーツが後述のイギリス最高勲章であるガーター勲章の受章者であったことによる。接待員の海軍大将シイモアと陸軍大将ケイリケンニーは旭一の受章者であったが、前者には「金蒔絵書棚」、後者には「金蒔絵料紙硯箱」が贈られており、⁽⁶⁸⁾基本的には大臣クラスに満たない者に桐花章を授与することのなかったことがわかる。

明治四十一年には久邇宮邦彦王を接待したとして侍従大貴族ビヴォナ公爵以下二十九人に各勲章が授与されたが、「大貴族」「公爵」であってもビヴォナが受章したのは旭一であった。このとき侍従武官陸軍少将には旭二、名誉侍従武官歩兵大尉には瑞四、陸軍少尉には旭六と、各階級に応じた勲章が授与されている。また階級に加え二十九人が受章した勲章を調査し、授与する勲章の種類と等級の目安とした。ビヴォナはプロシア国王冠勲章大綬章しか受章していなかった。⁽⁶⁹⁾

久邇宮を接待したロシアの宮内大臣兼侍従武官長ウラジミール・フレデリックス、久邇宮と梨本宮守正王を接待したオーストリアの侍従武官長エツワルド・パール、久邇宮と伏見宮博恭王を接待した同国の最高宮内長官アルフレッド・モンテヌオヴォー、外務大臣アーロイス・フォン・エーレンタールに、それぞれ桐花章が贈られている。このうちフレデリックスは神聖アンドレイ勲章、パールとモンテヌオヴォーはトアサンドール、エーレンタールはサント・ステップハン勲章の有勲者であり、⁽⁷⁰⁾ビヴォナと大差はなかった。彼らが旭一ではなく桐花章を得られたのも、大臣クラスであったからである。

明治四十四年に東伏見宮依仁親王が天皇の名代でイギリス皇帝の戴冠式に列席したときには、皇帝に奉呈する菊花頸飾と、現地で接待員に授与する勲章として旭一を三個、旭二を四個、旭三から旭六を各五個、旭七と旭八を各十個、旭一を三個、旭二を四個、旭三を七個、旭四から旭六を各五個、旭七と旭八を各十個の計九十六個を持参している。⁽⁷¹⁾もっとも、イギリス側の意向で接待員への勲章授与はおこなわれなかった。

このように明治期を通して皇族が海外留学や各国王室の記念祝典に参加する際には、同国の国家元首や皇族だけでなく、接待してくれた関係者に勲章が贈られたのである。

五 日露戦争後の勲章贈進

明治三十九年（一九〇六）二月二十日、イギリス皇族のアーサー・オブ・コンノートが随員をしたがえて参内した。使節書記官マイルス・ラムプソンが先頭に立ち、コンノートの主馬陸軍大尉ダブリュー・ウインダムが「御帽」、主馬陸軍大佐アーサー・ダビットソンが「星章」と「外衣」、陸軍大将サー・トーマス・ケリー・ケンニーが頸飾章、艦隊司令長官海軍大将サー・エドワード・エッチ・セイモアがガーター勲章を捧持した。さらにリーツデールが大綬章とジョージ勲章を持ち、その後ろにコンノートが続いた。

これまでの各国勲章の奉呈と違っているのは、イギリスのガーター勲章が最高勲章のなかでも特別だったからである。ガーター勲章は六百年前にエドワード三世が創設したもので、勲章の所有者は皇帝を主宰とし、皇太子以下二十四人に限られていた。皇帝・国王・諸皇族にして、イギリスと特別の親睦か同盟の友誼がないと贈らなかつた。

勲章の授受も通常より丁寧になされている。ガーター勲章は、セイモア→ラムプソン→コンノートという順序で渡され、コンノートが天皇の左脚膝下に紐附し、侍従長兼内大臣の徳大寺実則と宮内大臣秘書官の長崎省吾が捧持した。次にコンノートはジョージ勲章を天皇の左肩より右腋下に

斜めにかけて、星章を左胸に掲げ、外衣を肩にかけて、頸飾章を頸に纏った。御帽は天皇が自ら被った。

勲章奉呈式がおわると、天皇は正装から通常礼装に着替えて霞関離宮に赴き、来日記念としてコンノートに菊花章を贈った。また随行員には旭一以下の各等級の勲章が授与されている。イギリスは日英同盟の締結と、日露戦争の勝利を経てようやく日本に最高勲章を贈ることを認めたのである。

このような姿勢はロシア側にも見られる。有栖川宮熾仁親王、小松宮彰仁親王、北白川宮能久親王、閑院宮載仁親王に贈られたのはセントアレキサンデルネヴスキ勲章という下等勲章であり、有栖川宮威仁親王にはそれが贈られた後にセントスタニスラス大綬章が贈られている。それらに対して伏見宮貞愛親王にはセントアレキサンデルネヴスキ勲章が贈られ、日露戦争後に最高勲章のセントアンドレー勲章が贈られている。また日露戦争後の伏見宮博恭王と久邇宮邦彦王には最初からセントアンドレー勲章が贈られている（表8参照）。日露戦争に勝利したことにより、ロシアも日本に対する見方を変えたことがうかがえる。

明治三十九年六月五日にドイツ連邦バーデン大公フリードリヒが八十歳と金婚式を迎えるにあたり、祝意を示す親書と菊花章を贈った。これは四月八日にドイツの特命全権

大使井上勝之助が外務大臣西園寺公望に依頼し、六月一日に外務大臣林董（五月十九日に西園寺から交代）が宮内大臣田中光顕に取り計らうようお願いした結果であった。⁽⁷⁶⁾

そしてフリードリヒに勲章を奉呈した井上の報告からは、奉呈後にバーデン国から井上をはじめ随行員に対して各等級の勲章と金婚式記念章が授与されたことがわかる。⁽⁷⁷⁾ 日本側が来日した外国皇族と随員に対しておこなったのと同じなのは、それが国際的な勲章の贈答儀礼であったことによる。また明治四十二年四月三十日にロシアのコンスタンチン・コンスタンチノウイツチ大公に贈られた菊花章は、銀婚式を祝したものであった。⁽⁷⁸⁾ 金婚式や銀婚式など特別なときに勲章が贈られていることも変わりが無い。

勲章の贈答が両国間の親密度を増すことを期待する証であったのは、明治四十年六月の日仏間の勲章贈答からあらためて確認できる。六月十九日には日仏協約の締結により、天皇がフランス大統領フアリエールに菊花章を贈ることとなった。二十二日にはフランス大統領がフランス駐劄の特命全権大使栗野慎一郎にレジオン・ド・ノール大綬章を授与している。⁽⁷⁹⁾ これを受けて日本側も二十四日には特命全権大使のオーギュスト・ジュラルルに日仏協約締結の功勞として桐花章を授与した。⁽⁸⁰⁾

この三年後の明治四十三年一月十四日には、フランスの

参謀中佐で勲三等受章者のエス・マルクリーが日本の陸軍に貢献したとの功績で瑞二を授与することが決まった。ところが、栗野慎一郎からエス・マルクリーが死去していたとの報告を受けると、宮内大臣は内閣総理大臣に叙勲を「廢停」して勲章と勲記をフランスから戻すように指示している。⁽⁸¹⁾ この事例からは外国人であっても死者の叙勲を認めていなかったことがわかる。

同年六月、ドイツ連邦ブラウンシュヴァイク大公のヨハン・アルブレヒトが同妃とともに来日した。大公は参内に先立つてハインリヒ・デス・レーヴェンス大十字章を接待員参謀次長の福島安正に託した。この勲章は徳大寺実則を経て天皇に渡された。十八日の大公妃の参内時に天皇は正装に贈られた同国勲章を佩用して応対した。また皇后は同妃との面会前に皇后宮大夫の香川敬三を霞関離宮に派遣し、宝一を贈った。⁽⁸²⁾

明治時代にはじまった各国との勲章贈答は明治天皇の崩御によって一旦幕を閉じ、新たに踐祚した大正天皇によって再開される。明治天皇の死後、天皇に贈られた勲章類はどうなったのか。イギリスのガーター勲章が叙勲者の数を限定していたように、最高勲章には佩用者が死去すると返すという規定があった。

大正元年（一九一二年）十一月には明治天皇に贈られた勲

章のうち、そのような規定のある勲章を各国に返戻することとした（表1参照）。十一月九日に十七の勲章が宮内省から外務省に渡され、ガーター勲章だけは大使館へ送られた。十二月四日にロシアのセントアンドレー勲章と、オーストリアのサンテチエンヌ大綬章は返す必要がないとのことで宮内省に戻されている。

おわりに

日本は開国してからも勲章制度がなかったため、外国からの勲章の贈進に応じることができなかった。しかし、ドイツから二等勲章が贈られるとの情報を得るとそれを棚上げにし、勲章制定後に日本側から最高勲章である菊花章を贈り、ドイツからも一等勲章を得たように、当初から各国間における勲章贈答について理解していた。

明治十年代に外国の国家元首や皇族が来日すると勲章の贈答は本格化した。最初に来日したドイツとの応接が赤坂仮皇居での勲章授与の基本となった。外国儀礼とおして天皇の所作には変化が生じたが、それはハワイ皇帝と肩を並べて歩き、イタリアからの勲章奉呈で抱擁されたことにあらわれていた。

日本側が勲章を贈る場合は建国記念や皇帝の結婚式など特別なときであり、相手国から最高勲章を贈られればそれ

に相当する菊花章を贈るのが基本であった。勲章を贈る際には親書が添えられ、両国の懇親を深める言葉が書かれた。勲章の贈答によって両国の国家元首は親友や兄弟のような間柄になることを示した。しかし、外国のなかには宗教によって贈進する勲章に違いがあったため、日本側は必ずしも最高勲章を受けることができなかった。

そのような場合に日本側から最高勲章を贈るのは不都合であった。明治二十一年（一八八八）の勲章増設には、国内の官員たちの特別叙勲と定例叙勲との差異を明確にする点に加え、上記のような対外的な理由が含まれていたと考えられる。菊花頸飾は皇帝、菊花章は皇帝・大統領・皇族、桐花章は皇族・大臣・特命全権公使、宝一は皇后・女王・女性皇族に贈られた。明治天皇への勲章奉呈は基本的に明治宮殿であったが、皇太子のそれは複数の場所でおこなわれた。

日本の皇族は軍事視察などで欧米諸国を巡回し、訪問国の国家元首から勲章が贈られた。日本側から勲章を贈るときは特命全権公使が奉呈するのが基本であったが、より格式の高い方式として皇族が届ける場合もあった。各国を訪問した皇族をはじめ、留学で長期滞在した皇族を接待した者は、叙勲の対象とされた。彼らは来日する御雇外国人よりも勲章が貰いやすかったといえる。その叙勲は「外国人

叙勲内規」の基準と、対象者の有勲種類を調べた上でおこなわれた。

日本側が菊花章を贈ったにもかかわらず、イギリスの最高勲章であるガーター勲章は贈り返されなかった。それが日英同盟と日露戦争を経てようやく実現した。キリスト教国ではない日本に贈ったことからは、イギリス側が日本を対等かつ親密な関係を持つ国として認めたといえる。日露戦争後にも皇族が渡欧して勲章を奉呈したり、金婚式など特別な場合に勲章が贈られるなど、贈答の方針に変わりはなかった。明治天皇が崩御すると、佩用者の数に限りがある最高勲章は返還された。このように明治時代に作られた勲章の贈答による外交儀礼は、大正時代に新局面を迎えることとなる。

註

- (1) 拙著『明治国家の服制と華族』吉川弘文館、二〇一二年十二月、八八〜九二頁参照。
- (2) 拙稿「明治天皇と昭憲皇太后の御真影——栄典制度としての下賜——」、『明治聖徳記念学会紀要』五三、二〇一六年十一月、参照。
- (3) 拙稿「宮中晩餐会の成立過程」(松尾正人編『近代日本成立期の研究』政治・外交編、岩田書院、二〇一八年三月)参照。

- (4) 中山和芳『ミカドの外交儀礼——明治天皇の時代——』(朝日選書、二〇〇七年一月)、ジョン・ブリン「近代外交体制の創出と天皇」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『近代化する日本』(日本の対外関係、七)吉川弘文館、二〇一二年三月)。
- (5) 拙稿「栄典制度の形成過程——官僚と華族の身分再編を中心に——」(『日本史研究』五五三、二〇〇八年九月)、同「明治時代の勲章制度」(『中央史学』三五、二〇一二年三月)、同「明治時代の勲章授与式」(『明治聖徳記念学会紀要』五二、二〇一五年十一月)。
- (6) 「皇帝陛下へ独逸皇帝ヨリ黑鷲勲章寄贈ノ件」(『外国ヨリ皇室へ勲章贈呈雜件』一、外務省外交史料館所蔵、六門—二類—一項—一号)。
- (7) 『明治天皇紀』三、明治七年十二月三十一日条、吉川弘文館、一九六九年、二〇三頁。
- (8) 梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』一、思文閣出版、一九九一年、一〇頁。
- (9) 同右、四八頁。
- (10) 『明治天皇紀』四、明治十年四月二十七日条、吉川弘文館、一九七〇年、一六七頁。
- (11) 前掲『明治期外国人叙勲史料集成』一、四一頁。
- (12) 前掲註(6)参照。
- (13) 「初参内ノ件、附勲章捧呈並勲章条例及御謝辞電報」(『外賓接待録』三・独逸国皇孫来航の部)、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号二六五五四—一)、前掲『明治天皇紀』四、明治十二年五月二十九日条、六七〜六七二頁。

- (14) 「御暇乞参内ノ件」〔外賓接待録〕四・独逸国皇孫来航の部二、識別番号二六五五四―〕。
- (15) 「勳章進呈参内ノ件」〔外賓接待録〕二三・伊太利国皇族来航の部一、識別番号二六五五六―〕。
- (16) マリサ・デイ・ルツ、訳高田和文「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開写真アルバム」〔大日本全国名所一覽―イタリア公使秘蔵の明治写真帖―〕平凡社、二〇〇一年、二九九頁。
- (17) 『明治天皇紀』五、明治十三年三月五日条、吉川弘文館、一九七一年、三二頁。
- (18) 同右、明治十三年五月七日条、六一頁。
- (19) 宮永孝「グラント將軍日本訪問記」雄松堂書店、一九八三年、八九頁。
- (20) ウイリアム・N・アームストロング著、荒俣宏・樋口あやこ訳『カラカウア王のニッポン仰天旅行記』小学館、一九九五年、七八―七九頁。
- (21) (22) 「布哇国皇帝陛下へ菊花大綬章御親贈並御対食次第」〔外賓接待録〕三、布哇国皇帝来航の部別冊、識別番号二六五五八〕。
- (23) 「布哇国皇帝ヨリ天皇陛下へ捧呈ノ同国勳章ニツイテ賞勳局主事ヨリ問合せノ件」〔同右〕。
- (24) 前掲『カラカウア王のニッポン仰天旅行記』一三四頁。
- (25) 『明治天皇紀』四、明治十二年九月十一日条、吉川弘文館、一九七〇年、七四六―七四七頁。
- (26) 同右、明治十三年十一月二十日条、明治十四年一月二十九日条、七月二十九日条、二〇一―二〇二頁、二六八頁、四一六頁。
- (27) 同右、明治十五年九月十一日・十六日条、七八五頁、七八九頁。
- (28) 「英国皇太子殿下へ勳章御贈進ノ件」〔丁抹国皇帝陛下へ勳章御贈進並同陛下西班牙国摂政皇后葡萄牙国皇帝両陛下及秘露共和国大統領へ御親書御發送ノ件〕〔外交贈答録〕明治十九年、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号一九七三〕。
- (29) 「長崎省吾第一回談話速記」昭和二年十月十一日〔堀口修編「臨時帝室編修局史料『明治天皇紀』談話記録集成』二、ゆまに書房、二〇〇三年、三〇―三一頁〕。
- (30) 「英国皇孫渡来ノ節御国女皇陛下ヨリ聖上へ印度星勳章贈進セラル、トモ御受領無之様具申ノ件」〔前掲「外国ヨリ皇室へ勳章贈呈雑件」一〕。
- (31) 「埃国弁理公使「ホッフヘンフヘルス」氏同国皇帝ヨリ寄贈ノ大勳章捧呈ノ為メ謁見ノ件」〔同右〕。
- (32) 「西班牙国皇帝陛下ヨリ我天皇陛下へ同国最高等勳章御寄贈一件」〔同右〕。
- (33) 「仏国大統領「カルノー」へ勳章御贈進ノ件」〔外交贈答録〕明治二十五年、識別番号七八六四。第一号。
- (34) 「西班牙国皇帝陛下へ菊花大綬章御贈進ノ件」〔外国元首及皇族二勳章寄贈雑件〕四、六門―二類―一項―六号〕。
- (35) 「埃国皇帝陛下へ大勳位菊花章頸飾御贈進ノ件」〔同右〕。
- (36) 『明治天皇紀』七、明治二十三年六月十三日条、五七一―五七二頁。
- (37) 『明治天皇紀』八、明治二十八年六月十日条、吉川弘文館、一九七三年、八三六―八三七頁。
- (38) 「独国特命全権公使「ゲートシミツド」ヨリ叙勳御礼状

ノ件」〔外交贈答録〕明治二十八年、識別番号七八六六。

- (39) 『明治天皇紀』七、明治二十四年五月十三日条、吉川弘文館、一九七三年、八二二頁、「廿四年五月以降各国ヨリ聖上へ捧呈ノ勲章賞勲局へ通牒ノ件」〔外交贈答録〕明治二十六年、識別番号七八六五。

- (40) 『明治天皇紀』九、明治三十年六月二十四日条、吉川弘文館、一九七三年、二七〇頁。

- (41) 「独国皇太子殿下へ勲章御贈進ノ為同国皇帝陛下並皇太子殿下へ御親書御發送ノ件」、「埃洪国皇帝陛下ヨリ皇太子殿下へ勲章御贈進ノ件」、「丁抹国皇帝陛下ヨリ皇太子殿下へ勲章御贈進ノ件」、「露国皇帝陛下ヨリ皇太子殿下へ勲章御贈進ノ件」、「韓国皇帝陛下ヨリ聖上並皇太子殿下へ勲章御贈進ノ件」、「和蘭国皇帝陛下ヨリ皇太子殿下へ勲章御贈進ノ件」〔外交贈答録〕明治三十三年、識別番号七八八四。

- (42) 前掲『明治天皇紀』九、明治三十三年九月五日条、八八六～八八七頁。

- (43) 「各国君主王大統領ヨリ皇太子殿下へ御贈進ノ勲章名称及奉呈年月日等賞勲局へ通牒ノ件」(前掲「外交贈答録」明治三十三年)。

- (44) 「土耳其国外務次官「パシヤ」外十二名叙勲方同国外務大臣ヨリ申立ノ件」(同右、明治二十五年)。

- (45) 「皇后陛下ヨリ独国皇太子妃殿下、英国皇太子妃殿下へ勲章(宝冠章)御贈進ノ件」〔外交贈答録〕明治三十八年、識別番号七九〇五。

- (46) 「聖上ヨリ清国皇帝陛下へ皇后陛下ヨリ同国皇太后陛下へ勲章御贈進ノ件」(同右、明治三十五年、識別番号七

八八六)。

- (49) 『熾仁親王行実』下、高松宮家、一九二九年、一一九頁、一三四頁、一三八頁。

- (50) 同右、一四三頁、一四七頁。

- (51) 『威仁親王行実』上、威仁親王行実編纂会、一九二六年、一四四～二〇四頁。

- (52) 『明治天皇紀』六、明治十七年四月二十五日条、二〇一～二〇二頁。

- (53) 「載仁親王殿下仏国ニ於テ御修業ノ際尽力ニ付同国陸軍中將「デフェイス」外四名叙勲申立方外務大臣へ通牒ノ件」、「依仁親王殿下仏国ニ於テ御修業ノ際尽力ノ同国海軍兵学校長「バルラ」外一名叙勲ニ付送達方外務大臣へ通牒ノ件」〔外交贈答録〕明治二十二年、識別番号七八六三。

- (54) 「仏国陸軍大学校長「ヂヨンス」ヨリノ叙勲御礼状外務大臣ヨリ回付ノ件」(同右、明治二十四年、識別番号七八六四)。

- (55) 「外国人叙勲申立規程外務大臣ヨリ通牒ノ件」(同右、明治二十九年、識別番号七八六六)。

- (56) 「伊国皇帝陛下ヨリ彰仁親王殿下へ勲章御贈進ノ件」(同右、明治二十九年)。

- (57) 「載仁親王殿下和蘭国御滞在中接伴ニ従事ノ同国主殿長官男爵「クリフオルド」叙勲ノ件」、「載仁親王殿下独、仏、白、蘭各国御巡視ノ際諸事尽力ノ白耳義国宮内大臣伯爵「ウールトルモン」外四十六名叙勲ノ件」(前掲「外交贈答録」明治三十三年)。

- (58) 「載仁親王殿下露国御巡視ノ際諸事尽力ノ同国宮内省主殿頭伯爵「ペンケンドルフ」外四十一名叙勲ノ件」〔外

- (59) 交贈答録」明治三十四年、識別番号七八八五)。
 「載仁親王殿下歐洲御巡歴中接伴ニ従事ノ奥匈国枢密顧問官「モンテニユポー」外三十五名並仏国歩兵大尉「レオンジェナン」外一名叙勲ノ件」(前掲「外交贈答録」明治三十五年)。
- (60) 「露国皇太子殿下並「モルジュ」「ポール」太公両殿下及白国「アルベル」親王殿下へ勲章御贈進ノ件」、「奥地利国「フェルゼナンド」殿下へ勲章御贈進ノ件」(同右、明治三十四年)。
- (61) 梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』三、思文閣出版、一九九一年、六二三～六二四頁。
 「威仁親王同妃両殿下英国御滞在中諸事尽力ノ海軍少将「ジョージネイル」外二名叙勲ノ件」(前掲「外交贈答録」明治三十八年)。
- (62) 「白耳義国皇帝陛下へ勲章御贈進ノ件」(同右、明治三十八年)。
- (63) 「威仁親王同妃両殿下独国皇太子殿下御結婚式参列ノ為御差遣ノ節歐洲諸国御歴訪ニ際シ接伴ニ従事ノ伊国侍從武官海軍少将「ドオレスチス」外九十一名叙勲ノ件」(同右、明治三十八年)。
- (64) 「博恭王殿下韓国へ御差遣ノ節諸事尽力ノ同国侍從武官長李根沢外二十一名叙勲ノ件」(同右、明治三十八年)。
- (65) 梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』四、思文閣出版、一九九一年、三二〇～三二一頁、三五〇～三五二頁。
 同右、三八一～三八五頁。
- (66) 「貞愛親王殿下御滞英中接伴ニ尽力ノ同国元帥伯爵「ロバート」叙勲ノ件」(「外交贈答録」明治四十一年、識別番号七九〇七)。
- (67) 「邦彦王殿下西班牙国皇室御訪問ノ際接伴ニ尽力ノ同国侍從大貴族公爵「ビゾオナ」外三十八名叙勲ノ件」(同右、明治四十一年)。
- (68) 梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』五、思文閣出版、一九九一年、一四二～一四三、二二七～二二八、二三〇～二三一頁。
 「英国皇帝陛下へ菊花章頸飾御贈進ノ件」(同右、明治四十三年、追加ノ二、識別番号一一〇〇二)、同右、三二四～三二六頁、三八二～三八四頁。
 「明治天皇紀」十一、明治三十九年一月二十五日条、吉川弘文館、一九七五年、四八五頁。
- (69) 同右、四八七頁。
- (70) 「独逸連邦バーデン国太公「フリードリヒ」殿下へ勲章御贈進ノ件」(「外交贈答録」明治三十九年、識別番号一九七六)。
 「清国コンスタンチン、コンスタンチノウイツチ大公殿下銀婚式挙行ニ際シ御祝電御發送並菊花大綬章御贈進ノ件」(同右、明治十年、追加ノ一、識別番号一一〇〇一)。
- (71) 「仏国大統領へ勲章御贈進ノ件」(同右、明治四十年、識別番号七九〇六)。
- (72) 「仏国特命全權大使「オーギュスト、ジェラール」叙勲ノ件」(同右、明治四十年)。
- (73) 「仏国参謀中佐勲三等エス、マルクリーヘノ叙勲ハ死去ニ付取消ノ件」(同右、明治四十三、四十四年、追加ノ二、

識別番号一〇〇二)。

(82) 『明治天皇紀』十二、明治四十三年六月十八日条、吉川

弘文館、一九七五年、四二〇～四二一頁。

(83) 「各国皇帝及其ノ他ヨリ明治天皇へ御贈進ノ勲章並頸飾

章ノ内規定ニ依リ返戻ヲ要スル分其ノ向へ返送取計方外務大臣へ依頼ノ件」〔外交贈答録〕明治四十五～大正元年、識別番号一九七七)。

(日本大学商学部准教授)